

西区権利擁護研修会がありました



10月11日、西区で研修があり、高齢者・障害者虐待対応専門職チームの紫藤千子氏（認定社会福祉士）による「虐待を未然に防ぐ支援の方法」の講義を受けました。西区の居宅のケアマネージャーさんと一緒にグループワークも行いました。

研修の中で特に印象に残ったことは、「権利侵害」に早く気付くということ。権利とは何かを正しく理解し、権利侵害がひどくならないうちに解消する。ここまでは権利侵害で、ここからは虐待という線引きはできません。虐待を未然に防ぐには、**権利意識を持つことと、権利侵害とは何かを常に考えることが重要である**と学びました。日頃から意識して業務にあたりたいと思います。



いつの間にか「権利侵害」していませんか？



① 高齢者が「生活苦に陥る権利侵害」……経済的虐待

怪我や病気をきっかけにして、銀行に行けない。買物に行けない。そのような理由で、高齢者の預貯金を子どもが預かるというケースもあると思います。

そのうちに、そのお金がまるで自分のお金ようになり、生活苦の助けやストレス発散のために、ちょっとだけ使う気になるかもしれません。

しかし、高齢者自身がそれを了承していない場合や、お金を使用することで高齢者自身の使用を制限していれば、高齢者の権利を侵害することになり「経済的虐待」にあたります。

② 高齢者の「行動を制限する権利侵害」……身体的虐待

認知症状が重くなった家族を何年も介護する生活が続き、誰にも介護を頼れない状況に追い込まれてしまったとき、徘徊を防止したいという思いからベッドに高齢者を拘束してしまえば、それは「身体的虐待」となります。

『高齢者虐待』と『認知症』と『介護うつ』

高齢者虐待の事例調査を見てみると、虐待されている高齢者のうち、**実に約7割の人に認知症の症状が認められ、認知症と虐待には深い関係がある**ことが見て取れます。認知症高齢者への虐待には、介護に対する適切なサポート体制が整っていないという社会的要因、認知症高齢者本人の言動に対応する介護者の介護負担の増大などが大きく影響していると言えるのではないのでしょうか？

厚労省の調査では、**在宅で介護を行う家族の4人に1人が介護うつ状態にある**という驚くべき実態も報告されています。介護の悩みはひとりで抱え込まずに、誰かに相談して下さい。身近に相談できる方がいない場合は、ささえりあ三和にご相談ください。

